

令和元年度 第 1 回

長野市社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 会議録

日 時	令和元年 5 月 27 日（月） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 50 分
会 場	長野市ふれあい福祉センター 5 階ホール
出席者	委員 12 名、事務局ほか、傍聴者 1 名

(議事録)

事務局： 横山課長	1 開会 2 あいさつ ・分科会会長あいさつ 3 報告事項 (1) 介護保険料の軽減強化について 資料 1 に基づき、事務局から説明 ※質問・意見なし
事務局： 依田課長	4 審議事項 (1) 老人憩の家の利用者負担の見直しについて 資料 2 に基づき、事務局から説明
山岸会長	資料に今後のスケジュールが書かれているが、10 月の分科会においてある程度具体的な内容が出てくるということか。
事務局： 依田課長	10 月には審議会のご意見を踏まえ、市からの検討素案という形で諮っていきたい。
山岸会長	次回の 10 月の分科会に向けて、審議会の委員の皆さんから多くの意見をいただき、より良い素案にしていきたいと思う。

<p>小山委員</p>	<p>金額のことだが、数字だけみて妥当か否か判断が難しい。金額の基準となるものをいつ示してもらえるのか。10月には利用者の意見がいただけと思うが、算定の基になるものの提示がいつになるのか。</p> <p>もう1点、平成25年度の時には施設の再編の検討がなされているが、土砂災害危険地区の見直しがされているので、その点は大丈夫なのか。</p>
<p>事務局： 依田課長</p>	<p>コストの計算については、平成29年7月に200円に改定した時の記載をしている。コスト計算額については、行政サービスの利用者の負担に関する基準に基づいて当てはめて計算している。老人憩いの家のコストについては入浴料の実費分をいただくという趣旨であるので、入浴に関連するコストを算出し、入浴で利用された方の人数で割っているものである。入浴関連のコストについては運営に関するもの、施設整備に関するものにそれぞれ係数を掛け合わせて算出したものを、利用人数で割った数字となっている。改定上限額が225円となっているが、前回の利用料が平成22年の7月に上げて決定額が150円であったが、この150円の1.5倍、利用料が高くなってしまうと負担が大きくなってしまいますので激変緩和という意味もあり上限が1.5倍までという形になっているので、225円が上限額ということになっている。これを踏まえて提案額は220円で審議会に提出したが、200円で決定された。10月にはコストを提示したいと考えているので、こちらで提示したコストに基づいてご審議をお願いしたい。</p> <p>再編についてであるが、公共施設総合管理計画に基づいて進めている。老人憩いの家には老人福祉センターや公民館と類似した機能がある。特徴とすると入浴施設であるが、類似した施設があるため、マネジメントの観点から統合、廃止の方向が出されている。入浴には健康増進の効果もあるため、今ある施設については維持していきたい方向で検討している。再編については引き続き検討している。</p>
<p>山岸会長</p>	<p>今の質問に関連して、コストについて平成29年7月の改定時には分科会としては、220円で提案し、審議会では200円と決定したということか。</p>
<p>事務局： 依田課長</p>	<p>市の方で220円ということで提案し、老人福祉専門分科会と審議会では200円ということで答申いただいた。</p>
<p>山岸会長</p>	<p>今回は見直しについての検討ということで、見直さなくてもよいという検討結果になるかもしれないが、現状では値上げの方向になるのか。</p>

事務局： 依田課長	これからご審議をしていただくところなので、はっきりとは言えないが、コストの計算については平成 30 年度、今年度も含めて概算であるが、29 年 7 月よりも高くなっている。昨年 12 月に実施したアンケート調査では、利用料金について障害者の方から応分の負担をしてもよいのではないかというご意見もいただいているので、アンケート結果も踏まえて利用料の改定についてご審議いただきたい。
山岸会長	施設の再編についても質問があったが、土石流や土砂災害の危険地域に老人憩の家が含まれているということは把握しているのか。
事務局： 依田課長	危険区域にある施設について数か所ある。それらの施設について先行して施設の在り方を検討していきたい。土砂災害の警戒区域等については土砂災害警戒情報や気象情報の発表があった場合には、利用を止めていただくなど安全対策をしっかりといただきながら利用してもらうようにしていく。
手塚委員	今日の段階では利用者数の推移と内訳が示されているが、実際に特別に行った調査があるのか、繰り返し利用者が多い状況なのか、料金改定後も新規に施設を利用される方がいるのかというような点も検討材料になるかと思うが、利用者に対してのアンケートということであるが、見直しに向けて行ってきた調査があったのか、今後示されるのかお聞きしたい。
事務局： 依田課長	平成 29 年 7 月に利用料を改定してから利用者の方にアンケート調査をした経緯がある。利用料が上がったことに対しどのような印象をお持ちかという結果が出ていたと思うので、そちらの結果も 10 月にお示ししたい。昨年 12 月にアンケートは実施している。また、利用者数がどのように変化しているか詳細に分析したい。
手塚委員	利用者の内訳という分け方以外に、繰り返し利用している方が多いのか、新規者がどのくらいいるのか把握できているのか。
事務局： 依田課長	12 月のアンケート調査では利用頻度も出ているので、その結果から推察できると思う。
山岸会長	今のご質問にあった料金改定に伴う利用者の声とか、料金改定前後の利用者の内訳を含めた増減について次回示していただけるのか。

事務局： 依田課長	こちらで調査したアンケート結果から必要と思われるものはお示ししていきたい。
山岸会長	料金改定に伴い利用者にどのくらい影響を与えたかということは、料金改定をどうするかという議論に参考となる資料となるかと思うので、わかりやすい資料を作ってください。
事務局： 花立課長	(2) 独居高齢者緊急通報システム設置事業について 資料3に基づき、事務局から説明。
山岸会長	本日は委員からご意見をいただくということであるが、その結果については今後どのようにするのか。
事務局： 花立課長	来年度の9月から新しい事業者になるが、予算とすると来年度の当初予算の段階では方向性を出していかなければならない。予算要求が10月ごろになる。ご意見をいただき、検討し、必要があれば今後の分科会で方向性を相談させていただくかもしれない。
児玉委員	対象者が75歳以上のみの世帯とあるが、夫婦で75歳以上でなければダメだということなのか。一人が75歳以上では対象でないということか。
事務局： 花立課長	75歳以上のみの方なので、例えば2人暮らしで2人とも75歳以上、もし弟とかがいて3人暮らしで3人とも75歳以上ということであれば対象となる。一人が65歳ということであれば対象にはならない。
児玉委員	その下の65歳以上の高齢者で重度身体障害者のみの世帯には認知症は対象にならないのか。私の主人は認知症があり、要介護3である。私の具合が悪くなった時に主人は通報ができない。私が倒れていた時にどうするかということをケアマネージャーとも話したが、ケアマネージャーも調べてみたら、市役所の緊急通報システムは無理ということであった。民間事業者に頼むとなると、契約は息子がすることになり、負担になるので、自分が75歳になるまで待たなければならないとも思うこともある。認知症でも押せば大丈夫というものがあればいいと思うが、これからそのような検討がなされるのか。

事務局： 花立課長	<p>重度の身体障害者と定義しているのは、身体障害者手帳の1級、2級を対象としている。話を聞くと認知症が進んでおり、事実上通報ができない状態の場合、今の基準では対象となるのは難しいと思う。これから一人暮らしの方がどんどん増えていくであろうし、認知症に関しては新聞にも掲載されたが、国では減らしていこうと、目標を立ててやっていこうとしている。今の話では一人暮らしに近い状況であり、いつとは申し上げられないが、そのような状況もあるということ認識し、緊急通報システムを必要とされている方にはどのような方がいるのか考えさせていただきたい。</p>
池田委員	<p>協力者の問題が非常に大きいと思う。現在の緊急通報システムの設置状況に地域差があるのか。私が住む地区は比較的希薄な付き合いであり、協力者の問題でヒントがあれば教えてほしい。</p>
事務局： 花立課長	<p>本日は資料を持ち合わせていないが、地区ごとの集計は可能である。予想されるのは、協力者の確保は中山間地や、古いコミュニティがしっかりしている地域は協力者の確保がしやすいと思う。新しい方々が入ってこられて古いコミュニティが存続できていないような場所では協力者の確保が難しく、設置台数に差が出ているということはあるかもしれない。</p> <p>2つのポイントがあり、これまで老々介護という形で、お年寄りがお年寄りの面倒を見ていくということに対し、気の毒だという認識があったが、これからの時代は老々介護が当たり前のようになってくる。協力者といっても元気な方というわけではなく、例えば20世帯あり、全てが高齢者である場合、全員で協力者になることもあるかもしれない。もう1点は、比較的コミュニティが希薄というところでは、この話をきっかけに顔が繋がっていくことを期待したい。協力者確保を前提としてこの仕組みを作っていくことが、地域の中で末永く暮らしていけるような社会につながるのではないかと考えている。</p>
池内委員	<p>設置においてNTTしか使えないと聞いている。第二電電とか第三電電のようなところでも通報装置が可能なように検討してほしい。地域によってはNTTではなく、違う電話回線を使用しているところもあるため、検討してほしい。</p>
事務局： 花立課長	<p>NTTに特化していると聞いている。事業者とも話をし、より広い方々に使っていただけるように今後のことも考えるとポイントの1つでもあると思う。事業者選定も含めて検討させていただきたい。</p>

<p>小山委員</p>	<p>安否通報でセンサーが反応して人が動いていないとかいうことで、カッコに数字は協力者が確認しているが残りの方についてはどのように確認されているのか。相談通報などについてはコールセンターから通報していると思うが、地域包括センターとの関係を教えていただきたい。また、誤報が安否通報に含まれていないと考えてよいのか。</p>
<p>事務局： 花立課長</p>	<p>安否通報の残りの部分の確認方法であるが、コールバックをした時に、寝ていたとかセンサーが働かない場所にいたというケースが多いと聞いている。また出かけているという方も多。コールセンターにいつからいつまで留守にするということを連絡しておけば対応するが、連絡がされないことが多い。かなりの確率でセンサーは反応するが、実際には何事もなかったということが多。誤報というのは押し間違いを含めたものだと思う。安否通報は機械が反応して通報したもので対応しているものである。</p> <p>地域包括センターとは直接連動していない。安否情報のため緊急性の高いものであるから、協力者に確認していただき、確認できない場合には救急や消防が出ていく仕組みになっている。相談に関しては、高齢者の方々が生活上困ったことがあればコールセンターとやり取りして、お元気コールのように時々安否確認をして能動的に行ってもらっているものと理解していただければと思う。</p>
<p>増山委員</p>	<p>検討ポイントを3つ挙げていただき、まさにその通りだと思う。協力者の有無が一番のポイントだと思うが、市でもできるだけ協力者を確保する方策を考えたいということでもあり、無い場合に認めるかどうかということもしっかりと検討してほしい。</p> <p>地域で支えあう方向で考えていただきたい。</p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部長挨拶 ・次回の分科会について <p>6 閉会</p>